

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島北部農業協同組合			登録検査機関の名称	
追加			変更の内容	変更のあった農産物検査員
小田 勇氣	平本 将也	新川 亮	氏名	
広島市安佐北区三入東二丁目七三番一八号	安芸高田市吉田町吉田一九一〇番地	安芸高田市高宮町船木六八二番二号	住所	
もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	農産物検査を行う農産物の種類	
平成二九年八月一日			変更年月日	